

今後の障害保健福祉施策について (改革のグランドデザイン案)

**平成 16 年 10 月 12 日
厚生労働省障害保健福祉部**

本案の位置づけ

本案は、厚生労働省としての試案であり、今後、関係審議会の意見を聴き、関係機関等との調整を行い、①地域の基盤や実施体制の整備に一定の準備期間を要する項目と、②制度の持続可能性の確保の観点からできる限り速やかに実施すべき項目等に区分して、実施スケジュール等を整理するものである。

なお、精神障害固有の問題については、本案に記載するものの他、「精神保健医療福祉の改革ビジョン(厚生労働省精神保健福祉対策本部 平成16年9月)」に基づき、改革を進める。

また、介護保険制度との関係については、基本的考え方、論点について、別途整理して、提示する予定である。

I 今後の障害保健福祉施策の基本的な視点

1 障害保健福祉施策の総合化

身体・知的・精神等と障害種別ごとに対応してきた障害者施策について、『市町村を中心に、年齢、障害種別、疾病を超えた一元的な体制を整備』する中で、創意と工夫により制度全体が効果的・効率的に運営される体系へと見直し、『地域福祉を実現』することが必要である。

2 自立支援型システムへの転換

障害者施策について、政策のレベルにおいて、保護等を中心とした仕組みから、『障害者のニーズと適性に応じた自立支援』を通じて地域での生活を促進する仕組みへと転換し、障害者による『自己実現・社会貢献』を図ることが重要である。また、これにより、地域の活性化など、地域再生の面でも役割を果たすこととなる。

3 制度の持続可能性の確保

現行の支援費制度や精神保健福祉制度は、既存の公的な保険制度と比較して制度を維持管理する仕組みが極めて脆弱であり、必要なサービスを確保し障害者の地域生活を支えるシステムとして定着させるため、国民全体の信頼を得られるよう『給付の重点化・公平化』や『制度の効率化・透明化』等を図る抜本的な見直しが不可欠である。

Ⅱ 改革の基本的方向

現行の制度的課題を解決する

1 市町村を中心とするサービス提供体制の確立

- 1) 福祉サービスの提供に関する事務の市町村移譲と国・都道府県による支援体制の確立
- 2) 障害保健福祉サービスの計画的な整備手法の導入
- 3) 各障害共通の効果的・効率的な事務執行体制の整備
- 4) 障害等に対する国民の正しい理解を深める国の取り組み

2 効果的・効率的なサービス利用の促進

- 1) 市町村を基礎とした重層的な障害者相談支援体制の確立とケアマネジメント制度の導入
- 2) 利用決定プロセスの透明化
- 3) 障害程度に係る各サービス共通の尺度とサービスモデルの明確化
- 4) 人材の確保と資質の向上

3 公平な費用負担と配分の確保

- 1) 福祉サービスに係る応益的な負担の導入
- 2) 地域生活と均衡のとれた入所施設の負担の見直し
- 3) 障害に係る公費負担医療の見直し
- 4) 国・都道府県の補助制度の見直し

新たな障害保健福祉施策体系を構築する

1 障害保健福祉サービス体系の再編

- 1) 総合的な自立支援システムの構築
- 2) 障害者の施設、事業体系や設置者、事業者要件の見直し
- 3) 権利擁護の推進とサービスの質の向上
- 4) 新たなサービス体系に適合した報酬体系の導入

2 ライフステージに応じたサービス提供

- 1) 雇用施策と連携のとれたプログラムに基づく就労支援の実施
- 2) 極めて重度の障害者に対するサービスの確保
- 3) 障害児施設、事業のサービス体系の見直し

3 良質な精神医療の効率的な提供

- 1) 精神病床の機能分化の促進と地域医療体制の整備
- 2) 入院患者の適切な処遇の確保
- 3) 精神医療の透明性の向上

介護保険との関係整理(別途整理)